

老朽高浜原発1・2号機の再稼働に抗議する声明

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、福井県に設置する高浜原発1・2号機（運転開始：1号機・1974年11月14日、2号機・1975年11月14日。以下「本原発」という。）について、1号機を本年7月28日にも再稼働する方針を示した。また、2号機も9月15日に再稼働させる方針を示している。

本原発は、運転開始から50年近い老朽原発である。そして、後述の通り、本原発は老朽化による本質的危険性を孕む原発である。本来ならば、原発の運転期間を原則40年と定め、一度に限り例外的に20年まで延長できるとした原子炉等規制法の「40年廃炉ルール」の趣旨に従って廃炉とすべき原発であった。

「40年廃炉ルール」の立法事実として、東京電力福島第一原発事故（以下「福島原発事故」という。）で最初にメルトダウンした1号機がまもなく運転開始40年を迎える老朽原発だったことがある。同事故では、老朽化が被害の発生拡大の大きな要因となったことが指摘されている。「40年廃炉ルール」は、取り替えが困難な原子炉容器やケーブルの劣化やプラントの型式の旧さ、劣化管理の困難さ、建設当初からのプラント毎の事情を把握する熟練技術者の喪失等、避けることのできない老朽化の本質的な問題を踏まえて制定されたものであった。

しかし、今年5月、原発の60年を超える運転を可能にする「GX（グリーントランスフォーメーション）脱炭素電源法」が成立し、上記のような福島原発事故の教訓を踏まえて定められたはずの「40年廃炉ルール」は実質的に廃止されてしまった。

そして、GX脱炭素電源法はその成立過程で多くの批判があったにもかかわらず、関西電力は、同法が成立したこのタイミングで、本原発を再稼働させようとしている。

私たちは本原発について2016年4月に運転期間延長認可等の差し止めを求めて（同年6月の認可処分後、訴えを取り消しに変更）、名古屋地裁に提訴した。

この裁判上、原子力規制委員会が、原子炉容器の劣化を評価する審査において、関西電力の申請書の記載を鵜呑みにして監視試験片の原データを確認していなかったことが判明した。また、関西電力は、その試験片も母材由来の金属と溶接金属由来の金属とを約10年ごとに交互にしか試験しておらず、直近では母材金属については試験を実施すらしていなかったことや、試験片自体も現在の規格に適合しないものであることなどが明らかになった。

そもそも、劣化審査に用いられる監視試験片は、装荷された数が極めて少ない上に、数の少なさを補うために用いられている日本独自の評価方法にも問題のあることが、最新の知見で明らかになっている。

このような日本における脆化予測の問題点は、本原発1号機において、高経年化技術評価書30年目の予測と、40年目の予測が、同じ運転開始から60年後の予測であるにもかかわらず大きな違いが生じ、かつ、大きく危険側にシフトしていることに端的に裏付けられている。

そして、この裁判に意見書を提出した専門家のグループによれば、本原発1号機について適切に評価をやり直すと、60年後の予測では原子炉容器の健全性が保てないとの指摘がある。

このような原子炉容器の劣化の問題は老朽原発の問題の一例に過ぎない。

原発に血管のように張り巡らされたケーブルは、その劣化による事故時の急激な絶縁抵

抗の低下による影響が指摘され、本来必要な難燃性ケーブルへの取り換えも全面的にはされないまま、稼働がされようとしている。

また、本原発には、老朽化の他にも、地震や火山の影響評価の誤りや使用済み核燃料の行き先がないことなど深刻な問題を多数抱えている。

本原発で事故が起きれば、立地地域のみならず、京都や滋賀、大阪、兵庫の関西圏、そして偏西風の風下である岐阜県、愛知県、三重県など中京圏にも放出された放射性物質が拡散し、深刻な被害が予想される。仮に、老朽化により劣化した原子炉容器が事故により破損すれば、福島原発事故以上の被害をもたらす可能性もある。

国と関西電力は、本原発の再稼働に関して県民や国民の理解を得るなどとしながら、その妥当性や信頼性を担保するための説明と情報公開も尽くさず、周辺住民の不安や反対の声を置き去りにしている。

私たちは、国及び関西電力に対し、老朽化した本原発の再稼働を推し進めることに強く抗議する。そして、関西電力に対して、本原発を再稼働をしないよう強く求める。

2023年7月19日

老朽原発40年廃炉訴訟弁護団
老朽原発40年廃炉訴訟市民の会